

文京区9月議会一般質問一問一答全文掲載

クリックで該当ページへ飛べます

重大な不正事案の扱いと内部統制・危機管理対応について	2
補助金申請事案の扱いについて	3
危機管理としての初動と情報共有	3
予算流用の実態と組織的課題	4
国際バカロレア教育と随意契約——本当に公正だったのか	5
こどもの権利は、“使える状態”で保障されているか	6
学校設計にこそ、権利を宿らせるべき	7
放課後の居場所の質と設計	8
保育施設の設計に「遊びの権利」は反映されているか	8
育成室・児童館の空間に、遊びの広がりはあるか	9
子どもを支える「チーム学校」に空間が足りない	10
屋上プールは必要か——限られた敷地の使い方	10
避難所としての課題——災害関連死を防ぐために	11
平時の地域利用が考えられていない	11
学級数だけでは、良質な学校環境にはならない	12
なぜ、特別支援学級だけが「後回し」にされるのか	13
ユニバーサルデザインの欠如	13
包括的性教育の推進について	14
避難所と収容人数、そしてトイレの課題	15
酷暑下の屋外施設と“見かけの稼働率”	17
区民にひらかれた情報公開を	18
議会とは、区にとってどんな存在でしょうか	19
結び	20

 重大な不正事案の扱いと内部統制・危機管理対応について 海 津

まず、区政への信頼を根本から揺るがす問題について伺います。ある職員が、区長・副区長・部長・課長の印鑑を無断で作成・使用し、決裁を経ずに予算流用を繰り返していたことが明らかになりました。予算流用とは、本来の目的とは違う用途に税金を使う行為です。今回はその決裁を偽装し、公文書まで偽造して行われた、明らかな故意による不正でした。

ところが区は、この事案を「重大な運用上の不備」として内部統制報告書に整理し、公表しました。内部統制とは本来、不正を防ぐ仕組みであり、再発防止のためのものです。ところが今回は、不正を隠すための隠れ蓑に使われたのではないか——そう思わざるを得ません。
服務規律違反や刑事責任が確定する前に、なぜ「不備」として矮小化し、内部統制で処理したのか。
これは不正の重大性を軽視し、隠蔽と疑われても仕方のない対応です。

しかも、その判断に至る経緯を示す記録は一切残されていません。なぜ、記録がないのか。
誰が、いつ、どこで、どんな議論を経て「処分より先に内部統制で報告する」と決めたのか。
通常であれば内部統制推進本部といった正式な会議体で議論し、記録を残すべきです。ところが第1回の本部会議は、すでに作成済みの報告書案を追認するだけの場でした。
区民の皆さん、これで本当に納得できますか？区政の根幹を揺るがす不正を「不備」と言い換え、責任を曖昧にする。これは区への信頼を深く傷つけるものです。

 区 長

本区では、財務に関する事務及び個人情報に関する事務を内部統制の対象事務としております。
ご指摘の件については、財務に関する事務である予算流用処理の不適切な事案であることから、内部統制における重大な不備として公表したものです。本件は、内部統制の基準に則り対応したものであり、その適否を議論するものではないことから記録等はございません。
また、本件は、職員の服務規律違反というだけでなく刑事責任にも該当し得る事案であり、その点については、内部統制評価とは別に懲戒事案として厳正に対処すべきものであることから、複数の関係者に対して聞き取りを実施するなど、事実関係の正確な把握に努めた上で、処分を決定しております。

本区では、地方自治法第150条第4項に規定する報告書の作成においては、毎年6月の内部統制推進本部幹事会及び、7月の内部統制推進本部において意思決定の上、前年度の事務執行に係る内部統制評価報告書を取りまとめており、幹事会と本部の記録は残しております。その後、監査委員の審査意見を付けて、同条第6項の規定により9月の区議会定例議会に提出をしております。本年も例年通りのスケジュールで進めてきたところであり、会議資料については庁内においても共有されております。一方、今回の服務規律違反に係る事実関係の把握には一定の時間を要したことから、結果的に処分の決定が内部統制評価報告書の取りまとめの時期よりも後になったものであり、何らの意図があったものではございません。

したがって、本件を内部統制上の重大な不備として取り扱ったことが、あたかも不正を隠すため、矮小化するため行われたとのこと指摘は、全く当たらないものと認識しております。

海津の考え

区長答弁は「基準に則り対応した」と繰り返すのみで、誰が、どの段階で、どんな判断をしたのかという核心を避けています。内部統制とは、不正を防ぎ、記録を残す仕組みであるはずで、その枠組みの中で「記録がない」と答弁すること自体が、統制の欠落を示しています。

区民の信頼を回復するには、制度上の説明よりも、なぜ組織として不正を見逃したのかを自ら検証する姿勢が必要です。「適正だった」という自己完結では、再発防止にはつながりません。

補助金申請事案の扱いについて

Q 海津

さらに問題なのは、上司への報告もなく、東京都への補助金申請等を5件行っていた事案です。これは区議会にも報告されず、内部統制報告書にも一切含まれていません。庁内でも把握していない職員が少なくないのが実態です。

予算流用は「組織的な意思決定を経ない行為」として問題視されたのに、補助金申請はなぜ対象外だったのか。判断基準の違いは何に基づいたのか。どこで誰が議論し、どう結論づけたのか。この件もまた、記録も説明も残されていません。なぜでしょうか。

基準が不透明なままでは、内部統制の公平性や信頼性が損なわれます。

まして、公文書偽造という重大不正が「内部統制処理」に格下げされていることに、区民が納得するでしょうか。

A 区長

今回の補助金申請事案については、関係機関の確認や協力を得て、その事実確認を慎重に行っていく必要があり、内部統制評価報告書を取りまとめる時点において、重大な不備に該当するか否かの判断が困難であったため、当該報告書には含めず、今後の内部統制推進本部にて諮る予定です。

また、本件及び先程の予算流用の件については、内部統制評価とは別に、服務規律違反として職員の懲戒処分を既に行っており、「内部統制処理に格下げ」とのご指摘は全く当たらないものと認識しております。

海津の考え

補助金申請を「判断が難しかった」として報告書に含めなかったのは、区のガバナンスの甘さを象徴しています。発覚後に処分を行ったとしても、「不備」と「不正」を区別できないまま処理した事実は残ります。内部統制とは、基準に当てはめることより、誠実な説明責任を果たすことが本質です。

区民が知りたいのは、再発防止策ではなく「なぜ同じ組織で続いたのか」。形式的な答弁で幕を引くのではなく、透明性を最優先にした見直しが不可欠です。

危機管理としての初動と情報共有

Q 海津

この不正事案は4月の段階で発覚していたにもかかわらず、部長級に共有されたのは7月の庁議が初めてでした。区長・副区長・部長・課長の印鑑が無断で作られ、公文書が偽造され、補助金も勝手に申請されていた——にもかかわらず、3か月も情報共有が遅れたのです。

危機管理の初動として、これは著しく不適切です。

発覚時点で「他でも起きているかもしれない」という危機感を持ち、総点検を行うべきではなかったでしょうか。

誰が、どの段階で、どの理由で情報共有を制限したのか。情報公開をかけても、その過程を示す記録は一切残されていません。これでは検証もできず、危機管理体制の不全と隠蔽体質が浮き彫りになります。限られた範囲で対応を完結させ、その中で報告書の内容まで決められていたとすれば、再発防止にも説明責任にもつながりません。

A 区長

本件は、先程も申し上げたとおり、**服務規律違反というだけでなく刑事責任にも該当し得る事案であり、事実関係の正確な把握が必要であったことから、情報を共有するまでに一定の時間を要したもので、共有を制限したものではなく、事案の全容把握後に庁内に対し服務規律の確保について要請したところ**です。

また、内部統制評価報告書において重大な不備事案として整理しており、今後の再発防止とともに適切な危機管理対応に努めてまいります。

海津の考え

発覚から3か月間、情報共有がなされなかったことを「全容把握に時間がかかった」と説明していますが、危機管理において最も重要なのは初動です。被害の拡大を防ぐために、まず共有し、次に精査するのが鉄則です。区民の税金を扱う組織として、情報を握り込むことで結果的に信頼を損ねました。危機管理を「事実把握の速度」と「共有の透明性」の両輪で再構築しない限り、文京区の統治能力は問われ続けます。

予算流用の実態と組織的課題

Q 海津

文京区では、年間1000件以上の予算流用が行われています。これは単なる一部職員のモラル問題ではありません。予算流用は、本来は例外的にしか認められないものですが、物価高騰や突発的な区民ニーズに応えるためなど、やむを得ず行われる場合もあります。

それでも、1000件以上という数字は、当初予算見積り精度に問題があるのではないかと。あるいは、最初から流用を前提とした予算編成が慣行化していたのではないのでしょうか。

こうした疑念を区民は拭えません。さらに、無断使用が長期にわたり見過ごされていた事実は、**チェック体制や内部統制が機能していなかった証拠**です。

区長、この一連の事案をひきおこした職員の逸脱」と片付けるのですか。

それとも、文京区全体のガバナンスの脆弱性と受け止め、組織的改革に取り組むのか。

区の姿勢こそが問われています。

A 区長

予算の流用についてのお尋ねですが、**毎年度の予算編成においては、各事業に必要な予算を適切に判断するため、各部との綿密なヒアリングや調整を重ねるとともに、過去実績や事業者からの見積書等も踏まえ、財政部門でその実施内容や経費の妥当性を慎重かつ厳格に判断しております。**

その上で、地方自治法に基づく流用手続きは、歳出予算の執行上やむを得ない場合に限り、議決予算の趣旨を損なわないよう配慮しつつ認められるものです。具体的には、物価高騰、人件費及び災害対応などに係る経費の増に対応する必要から、結果として、毎年度一定数の流用が発生しております。

このため、「当初予算見積もりの精度に問題があった」、「流用を前提とした予算編成が慣行化していた」とのご指摘は当たらないものと認識しております。

次に、一連の事案に対する認識についてのお尋ねですが、本事案を職員個人の問題とするのではなく、内部統制上の重大な不備事案と捉え、不正をリスクとして位置付けることで、組織として再発防止に向けた取り組みを進めてまいります。

海津の考え

区長は「法に基づく正当な流用」と答弁しましたが、年間1000件を超える流用が常態化している事実を軽視しています。制度上の正当性と、区民感情としての「納得」は別問題です。頻発する流用は、当初予算の見積精度や内部統制の機能不全を示すものであり、個人の不正にとどまりません。

区が「組織の問題」として改革に踏み出せるかどうか、信頼回復の分岐点です。形式的な手続き説明だけでは、区民の疑念は拭えません。

国際バカロレア教育と随意契約——本当に公正だったのか

Q 海津

次に、教育政策と契約の透明性に関する問題です。7月、文京区教育委員会と国際バカロレア機構（IB）が共催したシンポジウムが開かれました。IB 機構の総裁が登壇する、大変貴重な機会でした。けれど、当日の運営には強い違和感がありました。

主催は教育委員会のはずです。ところが開会あいさつをしたのは区長。教育長は最後まで登壇せず、代わりに課長が教育の方向性を語りました。教育委員会制度は、本来、政治から独立して教育の方針を決める制度です。教育長が出ないで区長が前面に立つのは、制度の趣旨から大きく外れています。まして、教育長は、2005年から2年間。アメリカにお子様を同伴し海岸赴任した経験があり、今回の「世界に向けた学びのプロジェクト」に関して、その経験と日頃の見識をパネリストとしてご披露頂く、絶好の機会でもあったかとも思います。教育委員会が主催する教育を語る公の場に、教育長の立場が見えてこなかったことに違和感がぬぐえません。その判断は、どこで、誰が、どのように行ったのでしょうか。

さらに問題なのは、IB 教育をめぐる随意契約です。昨年10月、IB 機構側は「著作権の関係で研修プログラムはスマイルボタン社しか提供できない」と説明し、区は同社と随契に向け進めました。ところが今年3月には突如「著作権の管理上、SILVER FERN HOLDINGS でなければできない」と説明が変わり、区は随契しました。わずか数か月で「唯一の提供者」が入れ替わる——これは誰が聞いても不自然です。疑問を抱かなかったのでしょうか。調べてみると、このSILVER FERN社の代表は、文京区との打合せを担当していたIB 機構側の人物。つまり、自分が「この会社しかできない」と説明し、その自分の会社と契約を結ばせていたのです。利益相反の疑いを持たれて当然です。

しかもこの人物は、文京区教育委員の清水委員、そして区長ご自身と同じ団体「世界イマーシブラーニング推進協会」で役員を務めています。

教育委員、区長、契約相手が同じ団体で役職を持ち合う——これを偶然と片付けられるのでしょうか。

区はこの関係を契約時点で把握していたのか。

把握していたならなぜ第三者の検証を行わなかったのか。

把握していなかったなら、なぜ最低限の確認すらしなかったのか。

区民は説明を待っています。

A 教育長

シンポジウムにおける教育長の登壇についてのお尋ねですが、シンポジウム全体の時間的制約から教育長による挨拶は見送りました。また、本区の学校で指導経験がある教育施策推進担当課長がパネリストとして適任であると私が判断いたしました。このことが教育委員会制度の趣旨から外れているとは考えておりません。

次に、事業者の変更についてのお尋ねですが、国際バカロレア機構が内規に従って適切に事業者を変更したものと認識しております。

次に、関係者が同じ団体で役職をもつことについてのお尋ねですが、議員ご指摘の団体への加入・所属は、教育委員会として関知する立場にはないと認識しております。

次に、国際バカロレア機構と連携した教員研修に係る随意契約についてのお尋ねですが、「世界イマーシブラーニング推進協会」に関することは一切把握しておりません。

また、国際バカロレア機構に、本研修プログラムは、日本国内においては、当該事業者のみにしか提供できないことを確認いたしましたので、それ以上の確認は不要であると判断いたしました。

海津の考え

教育長の答弁には、制度の本旨への理解の浅さがにじみます。教育委員会制度は、政治的中立を保ち、教育行政の独立性を守るためにあります。その主催する場で教育長が姿を見せず、区長が前面に立つことを「問題ない」とする感覚こそ、制度形骸化の象徴です。また、「IB 機構が適切に事業者を変更した」との答弁も、区としての検証責任を放棄するものです。説明が変わり、関係者が重なる中で第三者の確認を行わないのは、内部統制の根幹を揺るがします。教育行政に求められるのは“信頼”であり、“追認”ではありません。

こどもの権利は、“使える状態”で保障されているか

Q 海津

文京区はいま、「こどもの権利条例」をつくらうとしています。すべての子どもが、自分らしく、安心して育ち、学び、遊べるまちを目指す。その理念には私も強く共感しています。けれども、今の現実とズレてはいないでしょうか。

障害や発達・感覚・言語に特性のある子どもにとって、制度が「一律」にあるだけでは権利は“使えません”。「意見を言える」と書かれていても、会場に行けなければ、言葉にできなければ、伝える手段がなければ、それは“あっても使えない”権利です。

読み書きが苦手な子、感情を言葉にするのが難しい子、日本語に支援が必要な子もいます。そうした子たちに合わせて支援を整えることこそが、初めて「保障された権利」です。けれど現実には、合理的配慮を求めても「特別なことはできません」と断られた——そんな声が今も届いています。

条例素案では、区や学校の責任は「努めるもの」とされ、合理的配慮さえ努力義務に引き下げられています。なぜ後退させる必要があるのでしょうか。

条例は理念だけでなく、「最低限ここまではやる」と明記すべきです。

「差別してはならない」と掲げるなら、義務として書き込むべきです。

理念だけで終わらせず、すべての子どもの権利が“使える状態”で守られる条例にしていける。その原点を問い直すべきです。

A 区長

「(仮称) こどもの権利に関する条例」は、こどもの権利に関する区の基本的な考え方を示す理念条例であり、この条例の趣旨を踏まえて関係各課が施策に取り組むことにより、こどもの権利の保障を推進していくものです。

障害のある方への合理的配慮の提供については、障害者差別解消法において義務として規定されており、条例の素案では、差別の禁止について、基本理念や具体的なこどもの権利の項目として規定する内容としております。

海津の考え

理念条例だから努力義務で十分、という答弁は、権利保障の本質を誤っています。こどもの権利は「あること」より「使えること」が重要です。言葉にできない子、支援を要する子が声を届けられる仕組みを整えることこそ、実質的な権利保障です。

合理的配慮を努力義務にとどめる現行素案では、差別の是正も進みません。理念だけでなく、行政と学校が負う最低限の義務を明記し、誰もが等しく行使できる条例に改める必要があります。

学校設計にこそ、権利を宿らせるべき

Q 海津

こどもの権利条例の理念が掲げられても、それが学校や園の設計に活かされなければ、子どもたちの日常の中では「絵に描いた餅」にすぎません。

理念と現場の矛盾を放置せず、設計の段階から、こどもの権利を組み込むこと。

その一歩が、真に権利が保障される教育環境につながると考えます。

A 教育長

「こどもの権利に関する条例」の理念の重要性は認識しており、これまでも学校等でこどもの意見を聞いてきたところです。今後の改築に当たっては、こどもの意見を聴取できる取組みの充実について検討してまいります。

海津の考え

教育長は「こどもの意見を聴取できる取組みを検討」と述べましたが、設計が固まった後の聴取では意味がありません。

権利条例の理念を活かすには、設計段階から子どもが意見を言える仕組みを制度化することが不可欠です。教室配置や動線、遊び場のあり方——それらはすべて「こどもの日常の権利」です。条例を現場に生かす具体策がなければ、理念は空洞化します。権利を「設計に宿す」ことが、未来への責任です。

Q 海津

放課後の安心・安全な居場所をつくる「アクティ」は、補食の提供や18時半までの延長など、小学6年生までの多様なニーズに応える大切な事業です。けれども、改築を終えた誠之小、改築中の柳町小・明化小、小日向台町小の基本設計いずれにも、アクティの専用事務室や荷物置き場は設けられていません。廊下にブルーシートを敷いて荷物を並べる——その状況が今も続いています。

子どもの安全を守る事業に、拠点となる事務室すらない。

連絡や記録管理など、運営の土台が確保されていなければ、安心して活動できる環境とは言えません。

子どもの権利条例の理念と、学校設計との整合性について、教育委員会の見解を伺います。

また、アクティ事業の質を支えるために、今後の学校設計で専用スペースをどう確保するのか、方針を伺います。

A 教育長

アクティの実施に当たっては、特別教室のほか、体育館や校庭を含めた複数の場所を利用しているため、専用の諸室を確保する考えはありません。今後の実施設計の中で、アクティの職員の事務室の確保について検討してまいります。

海津の考え

教育長は「特別教室などを活用している」と答弁しましたが、廊下に荷物を置く現状は「活用」ではなく「我慢」です。放課後の安全と育ちを支える職員に事務室もない状況は子どもの権利条例の理念と矛盾しています。アクティは福祉でも教育でもある「生活の場」です。

設計段階で専用スペースを確保することはぜひたくではなく、最低限の責任です。制度の枠に子どもを合わせるのではなく、子どもの日常に制度と設計を合わせる視点が必要です。

保育施設の設計に「遊びの権利」は反映されているか

Q 海津

条例素案には、「子どもが自ら考え、遊び、学ぶ環境づくり」と書かれています。けれども、文京区のこども園では、乳児は1階、幼児は2階と分かれています。2階からは園庭が見えず、行き来もしにくい構造です。区立保育園でも「保育の目が十分に行き届かない」という課題が指摘されています。

子どもが「外で遊びたい」と思ったときにすぐ出られる構造。室内と園庭が視覚的につながる構造。それは「遊びの自由」と「安全」を同時に保障するものです。

こうした視点を欠いた設計が今も残っていることについて、設計基準の見直しを含め、今後の方針を伺います。

A 区長

これまで、保育所については、限られたスペースの中で子どもが安全に楽しく過ごし、より良い保育ができるよう、保育現場をはじめ、関係部署で協議を重ね、保護者にも意見を聞きながら、設計を行ってまいりました。

今後とも、大規模改修等を行う際は、子どもの気持ちに寄り添いつつ、安全・安心な環境で質の高い保育が提供できる設計となるよう努めてまいります。

A 教育長

幼稚園型認定こども園の諸室の配置については、運営上の安全面や、災害時の危機管理など、多角的な観点から適切に設計を行っているものと認識しており、認定こども園においては、バルコニーやテラス等のスペースを設けるなど、一定の広さを確保した設計としております。

今後、改築や大規模な改修を行う際には、子どもの気持ちに寄り添いつつ、園をはじめ、関係各課で協議を重ね、保護者に意見を聞きながら、安全・安心な環境で質の高い保育・教育が提供できる設計となるよう努めてまいります。

海津の考え

区長・教育長ともに「安全面を考慮している」と述べましたが、問題は安全だけでなく「遊ぶ自由」と「見通しのある構造」です。2階から園庭が見えず行き来しにくい設計は、子どもの主体性を奪います。

遊びの権利とは、危険を避けることではなく、自ら環境を使いこなせる自由のこと。現場の声を反映した設計基準の見直しが急務です。

保育施設のデザインを「管理のしやすさ」から「子どもの視点」に転換すべき時期に来ています。

育成室・児童館の空間に、遊びの広がりはあるか

Q 海津

育成室や児童館も、もうひとつの「家庭」であるべき場所です。

ところが、小日向台町小の基本設計で示された育成室や児童館は、地域の児童数増加を考えたとき、広さとしてはまだまだ足りず、遊びが制限されざるを得ないのではないかと考えます。

ただし、校庭や園庭をどう使うか、空間設計や動線の工夫によって遊びは広がります。
現状の課題と、今後の改善について伺います。

A 教育長

現在の児童館及び育成室においても、限られたスペースで、職員の創意工夫により様々な遊びを提供しているところです。

育成室については、令和10年度に小日向二丁目国有地内にさらに2室整備し、一定の待機児童の解消を図る予定ですが、小学校改築後においても、遊びが制限されないよう、校庭の有効活用などの検討を進めてまいります。

海津の考え

教育長は「職員の工夫で遊びを提供している」と述べましたが、創意工夫に頼る運営は限界があります。空間の狭さは、子どもの行動を制限し、遊びの質を下げる要因です。ハード整備を怠ったままでは、いくら工夫しても本来の成長の場にはなりません。

校庭の活用や室内の可動壁など、設計で「広がり」をつくる発想が求められます。遊びは学びの根です。計画段階から「遊びの空間」を位置づけることが、子どもの権利保障の出発点です。

子どもを支える「チーム学校」に空間が足りない

Q 海津

いま学校には、不登校、発達特性、ICT支援、家庭の困りごと——さまざまな課題が山積しています。だからこそ、スクールソーシャルワーカー、OT、ST、ICT支援員、学校司書など、多様な専門職が連携する「チーム学校」が必要です。

けれども、直近の小日向台町小の基本設計でさえ、相談室や作業室が不十分です。教室に入りづらい子どもの居場所も、ただ「とりあえずスペースを確保した」という程度の広さです。担任だけでなく、多様な専門家がチームとなって、個々の子どもの学びを支えるには、とても十分とは言えません。

「チームで支える」、「チーム学校」の実現を掲げながら、設計に反映されていない。
この矛盾をどう受け止め、どう改めていくのか。教育委員会の考えを伺います。

A 教育長

小日向台町小学校の改築の設計にあたっては、職員室、講師室、校長室をひとつのまとまりとして配置し、教員とスクールカウンセラー等がより連携できるようにしております。

また、保健室や職員室との連携が取りやすく、他の児童との動線が重ならない位置に校内居場所（別室）を配置しております。今後とも、児童・生徒が抱える困難の早期対応・解決に向けて、「チーム学校」として、ハード面の充実も図ってまいります。

海津の考え

教育長は「職員室や別室を配置した」と説明しましたが、それは最小限の対応にすぎません。

多様な専門職が協働する「チーム学校」には、相談・記録・連携のための専用空間が不可欠です。

物理的な距離は、情報共有の壁にもなります。現場の支援は人の熱意に頼るのではなく、設計と配置によって支えられるべきです。

発達特性や不登校など課題が複雑化する今こそ、「支える側を支える空間整備」に踏み出すことが、教育の質を守る鍵です。

屋上プールは必要か——限られた敷地の使い方

Q 海津

猛暑もあり、文京区立の小中学校では、夏休み中や2学期の水泳指導を中止する学校がほとんどです。プールを使うのは年間で20日程度。学校プールの在り方は今後、検討すべき課題です。

それでも小日向台町小の基本設計では、屋上にプールを常設し、消防用水の名目で水をため続ける構想になっています。しかし消防用水は、校庭の地下に貯水槽を設けることで代替できます。

限られた敷地だからこそ、子どもたちの多様な学びを保障する空間や地域利用、防災に直結する使い方を優先すべきです。また水泳指導は近隣の中学校やスポーツ施設を活用するなど、「どうしたらできるか」を検討すべきと考えます。

A 教育長

学校運営に支障のないことを前提として、防災、地域開放等も考慮した設計としており、引き続き、限られた敷地を有効活用しながら多様な学びを可能にする学校施設を整備してまいります。

なお、現時点では、区内のプール施設のキャパシティ、施設への移動手段の確保などの課題を考慮すると、外部施設を活用した水泳指導は困難であるため、小日向台町小学校にプールの設置は必要と考えております。

海津の考え

教育長は「外部施設活用は困難」と述べましたが、限られた敷地で屋上にプールを常設する合理性は乏しいと言わざるを得ません。近隣の区立中学校のプールも活用は十分に可能です。

安全・維持費・気候変動の観点からも再検討が必要です。年間わずか20日しか使われない設備に多額の予算を投じるより、日常的に活用できる多目的空間に転換すべきです。

消防用水や防災機能は他の方式で代替可能です。学校は「子どもたちの未来を形にする公共施設」である以上、柔軟で持続可能な設計が求められます。

避難所としての課題——災害関連死を防ぐために

Q 海津

学校は災害時に避難所となります。だからこそ、避難所の「質」が命を守るカギになります。

直下型地震では避難生活が長期化します。命を奪うのは揺れそのものだけではありません。ストレスや持病の悪化による「災害関連死」が多く報告されています。

にもかかわらず、小日向台町小の基本設計では、避難所となる体育館が地下一階にあり、自然光も風も入りにくく、外の景色も見えません。これでは長期の避難生活にとっても耐えられません。

避難所の質を高める設計は、災害関連死を防ぐための具体的な命の対策です。本来、最初の設計から当然、組み込まれるべき視点ではないでしょうか。

A 教育長

災害発生時に避難所となる体育館につきましては、地下へ設置する計画ですが、外部からの採光や通風を十分に確保するほか、空調機や非常用発電による照明等を導入するため、適切な居住環境を確保できるものと考えております。災害関連死の防止に資する避難所に必要な機能等については、区長部局と協議してまいります。

海津の考え

教育長は「採光や空調で居住環境を確保」と述べましたが、地下空間の閉塞性は照明や空調で補えるものではありません。長期避難を想定するなら、自然光や外の景色といった心理的安定要素こそ不可欠です。災害関連死を防ぐには、設計段階から「健康を守る環境条件」を組み込むことが必要です。避難所は単なるスペースではなく、人が生き延びるための生活環境です。

防災と建築設計を切り離す従来の発想を改め、命の視点から再設計すべきです。

平時の地域利用が考えられていない

Q 海津

学校は子どものためだけでなく、地域の公共施設でもあります。放課後や休日を使って、どう地域利用をつくるか——これは現代の学校設計に欠かせない視点です。

しかし小日向台町小の基本設計には、その発想がほとんどありません。明化小や柳町小も同じです。他自治体では、体育館や校庭だけでなく、図書室や音楽室、家庭科室なども地域に開放し、学びや交流の拠点にしています。

100億円を超える公費を投じて学校を建てるのなら、地域開放を拡充する設計にすべきではないでしょうか。なぜ、文京区の設計は、他自治体にくらべ、遅れているのでしょうか。

A 教育長

小日向台町小学校の改築にあたっては、地域開放に配慮した施設配置や、動線の確保を行っており、他自治体に比べて設計の考え方が遅れているとは認識しておりません。地域開放については、学校運営に支障のないことが前提であり、他自治体の事例も参考にしながら研究してまいります。

海津の考え

教育長は「地域開放に配慮した配置」と答弁しましたが、他自治体の実現している図書室や音楽室の開放にはほど遠い現状です。答弁からの聞き取りをしたところ、文京区の学校施設建設が地域開放について情報収集をすることなく、文科省も推奨する平日の放課後等も開放する認識を、そもそもが持っていませんでした。地域と学校の境界をなくすことは、防災・教育・交流のいずれにも効果があります。学校を地域の拠点として設計する発想が欠けている限り、100億円を超える投資も「閉ざされた公共施設」に終わります。安全を理由に制限するのではなく、どうすれば地域に開けるかを共に考える——これが区民と行政の協働の第一歩です。

◆ 学級数だけでは、良質な学校環境にはならない

Q 海津

大塚小では、児童数増加で増築をしたにもかかわらず、児童数がさらに増え、教室はぎりぎりの状況です。しかも近隣の健生病院跡地にはマンション計画があります。

それにもかかわらず、教育委員会は「大塚小は余裕があるので大丈夫」と言います。

しかし教育委員会はこれまでも「大丈夫」と予測してきましたが、その予測は大きく外れてきました。では、今回の「大塚小は大丈夫」という判断は、これまでと何が違うのでしょうか。

一方、改築をしたばかりの誠之小では、図書室が書庫と化し、職員室もすでにいっぱいです。

学級数分の教室は確保できても、改築時に学校・保護者・地域・教育委員会が願った「新しい時代の学びを実現する教育環境」は、教室確保のためにほとんど失われてしまいました。今後、どうするのでしょうか。

こうした状況は他の学校でも起きています。

子どもたちの「今」に応じて、多様な学びを展開できる空間をどう確保し続けるのか。

その視点こそが必要ではないでしょうか。

A 教育長

区立小学校の教室数が増加している要因として、35人学級の制度化が挙げられますが、令和7年度までに全学年での対応が完了したところです。

これまでも年少人口の動態や児童数を注視し、周辺のマンション建設等の動向も加味しながら、必要となる学級数の推計を行い、その結果をもとに、既存校舎を最大限活用して、必要な教室を確保してまいりました。

大塚小学校においても、学級数の推計に基づき、普通教室の確保ができており、安定的な学級運営ができていているという点については、これまで整備を行ってきた他の区立小学校と同様であり、考え方に違いはありません。

今後も児童・生徒数の増減を注視し、学校や地域の意見を反映しながら、限られた敷地を有効活用し、多様な学びを展開できるよう努めてまいります。

海津の考え

教育長は「普通教室を確保できている」と述べましたが、教室数の確保は教育環境の最低条件であって、質の指標ではありません。子どもたちが主体的に学び、探究できる空間——それが本来の教育施設です。図書室が書庫化し、特別教室が圧迫される現状を放置すれば、創造的な学びは育ちません。人口動態の予測だけに頼るのではなく、子ども一人ひとりの学びの多様性を軸に再設計することこそ、教育委員会の使命です。

なぜ、特別支援学級だけが「後回し」にされるのか

Q 海津

通常学級では、児童数が増えれば、必ず学級を増やし、教室も確保します。ところが特別支援学級は、「教室が足りないから」として、開設を断られます。その結果どうなるか。学校から「お子さんのために特別支援学級が望ましい」と言われても、その学校に設置がなければ、越境通学を強いられるのです。これは障害を理由に、子どもが地元の学校で学ぶ権利を奪うことです。

「お子さんのため」と言いながら、実際には地域から子どもを追い出す言葉にすぎません。こども権利条例がめざす「地域で安心して生き、過ごす権利」を、教育委員会自らが保障していないのです。

文京区内でも、令和7年度だけで、特別支援学級に入るために学区外に通う子どもは…

誠之小に12人、窪町小に12人、本郷小に15人、千駄木小に11人。他の学校でも同じ状況です。

子どもも保護者も、通学で大きな負担を強いられています。新しい学校をつくるのなら、なぜ最初から必要な特別支援学級を見込まないのでしょうか。

地域で学ぶことは、その子が地域で生きることにつながります。神奈川県、千葉県等は、要望があれば一人でもその子に必要な特別支援学級を設置しています。東京都は、各区市町村が判断すればいいことだと言っています。文京区教育委員会の覚悟を伺います。

A 教育長

特別支援学級の増設については、児童・生徒の入学の状況と学級数の増減に伴う教員配置数の変動など、区全体の状況をふまえ、設置しております。今後も、総合的な判断をふまえ、子どもたちが地域社会で安心して生きる、過ごすための権利を保障できるよう適切に対応してまいります。

特別支援学級については、一定の児童・生徒数を確保し、複数の教員が安定的に指導できる環境整備が重要と考えております。この考えをもとに、特別支援学級の設置を行ってまいります。

海津の考え

教育長は「一定数の児童を確保して設置」と述べましたが、人数基準を理由に開設を遅らせること自体が差別的構造です。子どもは統計の一部ではなく一人の人間です。

地域で学びたいという願いを制度が妨げている現状を改めなければ、条例の理念も空虚になります。必要とする子が一人でもいれば、その場で学べる環境を整えること——それが「地域で生きる権利」の具体化です。文京区が本気でインクルーシブ教育を掲げるなら、覚悟ある判断が必要です。

ユニバーサルデザインの欠如

Q 海津

柳町小は20年近くインクルーシブ教育を続けてきた学校です。

ところが新しい設計では、エレベーターが教室や階段から離れ、車いすの子は遠回りを強いられます。

卒業生からはこんな声が届いています。

「駅はエレベーターを増やし誰もが同じ動線で移動できるようにしている時代に、新しい学校で車いすの子だけが遠回りになるのはおかしい」「車いすを使う人を軽く見ている証拠です」

「エレベーターの位置は命なんです」

条例案には「すべての子どもはどんな理由でも差別されません」と明記されています。

それなのに未来をつくる学校で、障害のある子だけが遠回りを強いられる。

区は本当に、子どもの権利を保障しようとしていると言えるのでしょうか。

かつて教育委員会の幹部は「少数の子のために設計変更して多額の税金をかけることに理解は得られない」と発言しました。人権は多数決で決めるものではありません。

これは合理的配慮以前の問題で、誰もが自然に同じ経路を使えるようにする、当たり前の環境整備です。

さらに、誠之小、柳町小、明化小、小日向台町小のいずれも、障害者用駐車場から入口まで屋根がなく、雨の日にはずぶ濡れになります。教育センターでも同じ指摘があったのに、なぜ繰り返すのでしょうか。「もう間に合わない」「次から反省します」では何も変わりません。

工事が進んでいても、動線の改善や屋根の設置など、できる対応は必ずあるはずです。人権の問題です

A 教育長

学校施設の改築に伴う諸室や設備の配置については、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障害の有無にかかわらず、利用者が円滑に利用できるように配慮しております。柳町小学校の改築においても、学校運営上の安全面や、災害時の危機管理など、多角的な観点から適切に対応してまいります。

児童の安全等、危機管理の観点はもとより、併設する認定こども園及び児童館・育成室の利用もふまえた総合的な判断により、エレベーターを配置しております。エレベーターの利用については、学校等と丁寧に協議し、運用も含めて児童等利用者への配慮に努めてまいります。

また、障害者用駐車場から昇降口までの動線については、利用者が円滑に施設を利用できるよう、対応を検討してまいります。

海津の考え

教育長の答弁は「多角的に判断」「適切に対応」と抽象的で、現実の矛盾を見ていません。新しい学校で車いすの子どもが遠回りを強いられる設計は、合理的配慮以前に人権の問題です。エレベーターの位置は動線と命に直結します。利用者に合わせた“運用で調整”ではなく、構造そのものを見直す姿勢が必要です。

屋根のない動線や駐車場も含め、バリアは日常の中にあります。設計の段階から「誰もが同じ道を進める」学校をつくることが本来の責務です。

包括的性教育の推進について

Q 海津

次に、性教育について伺います。性に関する教育について、文京区教育委員会は「子どもたちが正しい知識を持ち、適切な判断ができるようにすることが大切」としています。私もその通りだと思います。しかし現場ではどうでしょうか。

性交や同意といった大切な内容が、学校できちんと教えられているとは言えません。
文京区は朝日新聞の調査に対し、「性交や中絶について教えた学校があればある程度認めたい」と回答しました。避妊についても同様です。教育委員会の前向きな姿勢は評価できます。
けれど実際の授業では、「妊娠の経過は扱わない」といった学習指導要領の一文に縛られ、性行為や避妊に触れないまま進められているのが実態です。

しかし、文科省は明言しています。

「学習指導要領は最低限であり、必要があれば発達段階に応じた指導を行うことができる」と。

ならば教育委員会が積極的に、発達段階に応じた包括的性教育を行える講師を確保し、現場で実際に授業ができるよう後押しすべきではないでしょうか。

知識はリスクではありません。自分と相手を守る力です。

子どもたちには「知る権利」があり、それを保障するのは大人の責任です。

そして今、文京区では「子どもの権利条例」の制定に向けて子どもの声を聴く取り組みが進んでいます。
だからこそ、このタイミングで性教育についても、子どもたちの「知りたい」「学びたい」の声に丁寧
に答えていくべきではないでしょうか。

A 教育長

包括的性教育の支援については、各学校が児童・生徒の発達段階に応じて、助産師等を講師とする授業等をとおして、子どもたちが人権、ジェンダーや多様性への理解等、様々な視点を学べる機会を設定しております。今後も、学校や児童・生徒の実態に応じて、性に関する基礎的・基本的な知識を得るための指導ができるよう、保護者・地域のご理解を得ながら、関係機関等とも連携し、学校を支援してまいります。

次に、性教育について子どもたちの声を聞くべきとお尋ねですが、学校では授業や保健室において、子どもたちが抱える性に関する日々の不安や悩み等を把握しようと努めております。今後も児童・生徒の声を聞き、丁寧に対応してまいります。

海津の考え

教育長は「発達段階に応じた授業を実施」と答弁しましたが、実際の現場では避妊・同意など核心的内容が避けられています。学習指導要領の範囲にとどまる姿勢では、子どもたちの「知る権利」は守れません。性教育はタブーではなく、人権教育です。

正しい知識を得ることで自分と他者を尊重する力を育むものです。講師の育成や教材整備を区が主導してこそ、「知識を通して命を守る教育」が実現します。理念だけでなく実践の後押しを求めます。

避難所と収容人数、そしてトイレの課題

Q 海津

次に、防災について伺います。国の避難所運営指針では、一人あたり3.5㎡のスペース、50人に1基のトイレを確保するなど、被災者の人権を守る基準が定められました。

一方、文京区は従来、一人あたり畳一畳分で計算し、避難者数は2万6千人と想定していました。

しかし国の基準で再計算すると、その半分しか入れません。

現在、区で再試算を進めているとのことですが、進捗と見えてきた課題は何か、伺います。
避難所の混雑を防ぐには、在宅避難できる人を増やすことが不可欠です。どのように考えているか、お答えください。

そしてトイレです。女性は男性の3倍の時間がかかると言われ、行列が常態化します。
避難所になる学校では、女子児童からは「トイレの行列で遊ぶ時間が減る」という声が届いています。
にもかかわらず、新しい学校でも設計に反映されていない。小日向台町小の基本設計にすら、男女比3対1の便器数は盛り込まれていません。

なぜ庁内で横ぐしを通した設計ができないのでしょうか。
今後の学校設計に必要な情報収集が、あまりに不足しているのではないのでしょうか。

A 区長

避難所運営ガイドラインの改訂にあたり、避難所となる区立小中学校の現地確認を行うなど、避難スペースを再確認し、都の避難所運営指針で示された国際基準に準拠した収容率も含め、数値の確認作業を進めているところです。

現時点で、具体的な数値をお示しすることはできませんが、想定されるすべての避難所避難者に対して、この基準を適用することは、物理的に困難な状況です。今後も、将来的に都が示す基準に近づけていけるよう、継続して、在宅避難の推進による避難所避難者数の抑制や、二次的な避難所の確保に取り組んでまいります。

また、災害関連死を防ぐため、高齢者や障害者、妊産婦等、支援の必要性が高い避難者に配慮した居住スペースの確保や、時間の経過に伴う避難者数のピークアウト等、様々な状況に応じた運用等についても検討してまいります。

在宅避難の推進についてのお尋ねですが、区では、自宅が被災していない場合の避難行動として、在宅避難を推進しており、避難所避難者を抑制するためにも、在宅避難の周知と理解促進が重要と考えております。そのため、防災アドバイザー派遣事業による在宅避難訓練のほか、リーフレットや防災フェスタ等での啓発に取り組んでおります。

また、自宅の安全性を確保するため、家具転倒防止器具の設置助成のほか、耐震化促進事業や不燃化推進特定整備事業などを実施しているところです。今後とも、災害時においても慣れ親しんだ自宅で安心して生活できるよう、在宅避難の推進に努めてまいります。

次に、避難所になる学校の設計についてのお尋ねですが、区では、地域防災計画に基づき、避難所となる区立小中学校等において、非常用電源や空調の整備、バリアフリー化を進めるなど、避難所機能の向上に努めております。

また、学校施設の改築にあたっては、施設本来の用途を基本としつつ、トイレの設置基準や避難所として必要となる機能等について、教育委員会と情報共有を図ってまいります。

加えて、学校の大規模改修等の機会をとらえ、災害関連死の防止など、国や都の動向も踏まえた避難所の課題や必要な機能等について、教育委員会と協議してまいります。

海津の考え

区長は「国際基準の適用は物理的に困難」と述べましたが、困難であることを理由に努力を止めてはなりません。災害時こそ行政の価値が問われます。避難所の過密やトイレ不足は、命と尊厳を脅かす人権問題です。現状把握だけでなく、建築段階から基準を織り込む発想への転換が必要です。

特にトイレの男女比やバリアフリー設計は、平時の施設設計に直結します。

「在宅避難で調整」ではなく、誰がどこで安全に過ごせるか——具体的な地域単位の検証が求められます。

酷暑下の屋外施設と“見かけの稼働率”

Q 海津

この夏も、命の危険さえある暑さが続きました。区立の屋外スポーツ施設でも、活動する姿はほとんど見かけませんでした。ところが、各施設が示す稼働率を見ると、春や秋の穏やかな時期と大きな差がありません。

理由は明確です。天候によるキャンセルが稼働率から除外されているため、実際の利用実態と乖離した数字になっているのです。言い換えれば、稼働率が「予約ベースの消化率」になっており、本当にどれだけ使われたかを映していません。

区民の安全と健康を守るうえでも、実態を反映した指標を把握することは不可欠です。特に地球温暖化の影響で「災害級の暑さ」が日常化する中、これまでの前提をそのままに施設整備を進めるのではなく、見直しが必要ではないでしょうか。

今後は、公共施設、とくに屋外施設の設計・運用を考えるにあたって、まずキャンセルを含めた実利用率や時間帯別・気温別の利用状況など、実態に即した稼働率へ改めることが求められます。さらに「どの施設を、どの時期・時間帯に、どのように利用できるのか」を、区民と行政が共通の認識を持つように情報を整理することが重要ではないでしょうか。区として、この方針をどう考えているのか、伺います。

A 区長

屋外施設の暑熱対策についてのお尋ねですが、一部の施設において、屋根を備えたシェルターベンチやミストの設置などに取り組んでいるところです。今後の屋外施設整備にあたっては、こうした対策を含め有効な取り組みを検討してまいります。

屋外施設の稼働率と施設計画についてのお尋ねですが、屋外スポーツ施設の稼働率は、荒天や猛暑等によるキャンセルを、予約可能な枠数から除外して算出しております。これは区民が利用できる状態にある施設の利用実態を把握する上で、有効な算出方法であると認識しております。

屋外施設の計画等に際しては、区民の声を参考としながら、その他の算出方法も含め、様々な視点で検証してまいります。

海津の考え

区長は「現行の算出方法で有効」と答えましたが、予約ベースの稼働率は実際の利用実態を反映しません。酷暑や豪雨が常態化する時代に、従来の「使えるはず」の指標では安全も快適さも守れません。

気温や時間帯別の利用データをもとに、現場に即した稼働率を可視化すべきです。屋外施設のあり方は、健康と防災の両面に関わる問題です。

数字の整合性より、区民の体感に寄り添った指標づくりと、暑熱に対応した設計への再構築が求められます。

Q 海津

文京区の審議会・協議会でオンライン中継があるのは、昨年度から始まった「基本構想推進区民協議会」だけです。一步前進ではありますが、それ以外の会議は中継も録画も一切ありません。

たとえば「子ども子育て会議」は夕方6時半から。仕事や家事で忙しい時間帯に開かれますが、中継も録画もなし。教育委員会定例会や総合教育会議も日中に開かれ、後から見返すことはできません。体調・仕事・育児・介護などの事情で会場に行けない区民には、知ること参加することも保障されていないのが現状です。

一方、千代田区は教育委員会を録画公開、世田谷区は教育総合会議や審議会を中継・録画しています。共通しているのは「大事な会議だから、誰でも見られて当然」という姿勢です。

文京区は自治基本条例で区民参加を掲げ、情報アクセシビリティ条例も整備しました。ならば今こそ、本当に参加できる仕組みを実行すべきです。

1. 教育委員会定例会や総合教育会議の中継・アーカイブ配信
2. 傍聴可能な審議会の録画配信

「検討します」ではなく——いつ、どのように実施するのか。区長と教育長の方針を伺います。

A 区長

区では昨年度、「基本構想推進区民協議会」において、オンライン中継での傍聴を試行したところです。オンラインでの中継や録画配信により、傍聴に来られない区民等が審議内容を速やかに把握できるようになる一方、動画は改変や切り取りによって発言者の真意が正確に伝わらない可能性や、さらには、そのような状態の情報が拡散された場合、発信者の意図と異なる情報が多くの方に広がる恐れがあります。また、それらによる影響も含め、個人情報等への配慮も一層必要となります。

こうしたことから、今後、審議会等におけるオンライン配信を実施するにあたっては、各審議会の目的や内容、委員構成などを踏まえた上で、慎重に判断することが必要と考えております

総合教育会議については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、会議の終了後、遅滞なく議事録を公表することとされており、区ではホームページにおいて会議の内容を公開し、広く区民に伝わるよう努めていることから、現時点において、中継や録画配信を実施する考えはございません。

A 教育長

オンラインでの配信により、傍聴に来られない区民等が審議内容を速やかに把握できるようになる一方、動画は改変や切り取りが可能であり、それによって発言者の真意が伝わらないまま、さらに拡散する可能性があるほか、個人情報への配慮が一層必要となる等の課題もあるため、実施にあたっては、慎重な検討が必要と考えております。

教育委員会は合議制の執行機関であり、定例会等の会議は重要な意思決定を行う場でございます。また、慎重に扱うべき内容が議題となることもあります。

教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表することとされており、現在においても、区ホームページでの公開により、広く区民に情報が行き渡るよう努めていることから、現時点では、教育委員会の会議の中継やアーカイブ配信を行うことは考えておりません。

海津の考え

区長・教育長は「切り取りの懸念」「慎重な検討」と答えましたが、情報公開の目的はリスク回避ではなく民主主義の実現です。傍聴できない人にも議論を届けることが、自治基本条例の精神に沿うはずです。開かれた議会・行政への一歩を恐れては、区民の信頼は得られません。また、通年議会でありながら報告を遅らせる運用は、議会を「形式的存在」にしてしまいます。すべての議員に平等に情報を届ける仕組みこそ、区民への説明責任の出発点です。

◆ 議会は、区にとってどんな存在でしょうか

Q 海津

文京区は通年議会のはずです。ところが、日本語支援事業は6月20日に教育長決裁で事業が決まっていたのに、7月も8月も「報告事項なし」とされ、議会への報告は9月です。本来なら7月、8月の文教委員会に報告されるべき内容です。なぜ、誰がこのように決めたのでしょうか。

同じことは厚生委員会でも起きています。高齢者や障害者の実態調査について「9月に報告する」としながら、「印刷が間に合わないから委員会で出た意見は反映できない」と説明されました。ならば8月に開けばよかったのに、ここでも「報告事項なし」とされました。

これで本当に通年議会といえるのでしょうか。

区にとっての通年議会とは何なのか、区長の見解を伺います。

A 区長

通年議会は、所管する区政に関する事項について、適時報告する場であると認識しております。この間、必要な事項については、適時適切に議会にお諮りしてきたものと考えております。

A 教育長

「みんなの学びサポート事業」の議会への報告についてのお尋ねですが、本事業の実施要綱は6月20日に決定いたしました。その後、事業運営者と教室運営の詳細等を詰める必要があったため、7月の文教委員会にはご報告できませんでした。

また、本件は喫緊の課題であることから、スピード感をもって年度途中に開始するため、本定例会において一般会計補正予算案を提出いたしました。予算案を提出し、十分な情報を提供した上で、文教委員会にて質疑を行っていただくことが適切と考え、本定例会で報告する判断をいたしました。

Q 海津

議員への情報提供にも不公平があります。3人以上の会派には事前説明があるのに、2人以下の会派には資料だけ。説明が必要なら「電話してください」とされ、情報の質にもタイミングにも差が出ています。区が組織として「すべての議員に、等しく」情報を届ける姿勢を徹底しなければ、区民の信頼にはつながりません。

こうした運用は見直すべきではないでしょうか。

A 区長

現在の情報提供の方法については、円滑かつ迅速な情報共有を図るため、令和5年5月に区議会の了承を得たうえでやっているものです。

海津の考え

文京区は「通年議会」です。ところが、6月に教育長決裁で決まった日本語支援事業は、7月も8月も「報告事項なし」。厚生委員会でも、区民のための実態調査を「印刷が間に合わない」として9月に回しました。教育長は「詳細を詰めていたため」と説明しましたが、詳細を詰めながら報告する事例は他にも多く、理由にはなりません。

これでは、議会はお飾りです。区民に開かれた場所で、区民のための事業の方向を議論することを避けて済ませるのは、おかしい。区と議会の関係を、形式ではなく実質あるものにしていく必要があります。

結び

Q 海津

学校や保育園の設計も、災害対応も、情報公開も、議会のあり方も——。
すべては「区民の信頼」と「子どもの権利」をどう守るかに行き着きます。

文京区の組織文化に、「一度決めたことを覆さない」空気があるのではないのでしょうか。
それが結果として、不正を隠し、権利を軽んじ、区民の声を遠ざけてはいないのでしょうか。

区長、率直なお考えを伺います。

A 区長

本区は、目指す職場像として、「柔軟性・健全性・活力を保持する風通しの良い職場」を掲げています。また、職員は、職務の遂行にあたっては、区政が区民の信託によるものであることを認識し、法令順守の姿勢のもと、区民に対して業務について十分な説明を行い、理解を得るよう努めるものとしております。

このような職場環境をさらに整えることで、区民の期待に応えることができる信頼性の高い組織風土の形成に努めてまいります。

海津の考え

文京区の課題は、制度や計画の不備ではなく、「変えようとしらない体質」にあります。決定を覆さない文化が、誤りの修正や学びの機会を奪っています。区民の信頼は、正しい説明よりも「誤りを認める勇気」から生まれます。こどもの権利も、行政の信頼も、同じ原点に立ち返るべきです。

——区民とともに見直し、共に築く行政へ。そのために議会が果たすべき役割を、私はこれからも問い続けます。